
輸入 *Rodents* ガイド

日本チャールス・リバー株式会社

<業務部>

輸入 Rodents ガイド改訂に付いてのご挨拶

チャールス・リバーグループは、米国マサチューセッツ州に 1947 年に創立し、2007 年に 60 周年を迎える事ができました。その間、製薬企業を始め、全ての研究機関を支援し、ライフサイエンスの急速な発展に寄与してまいりました。今日では世界 11 カ国に研究・販売・生産の拠点を有するグローバルな企業グループとして絶大な信頼と評価を得ています。

日本チャールス・リバー株式会社は、チャールス・リバーグループの一員として、研究者の皆様に国内での自社生産動物の供給ばかりでなく、グループ各社を始めとする多くのブリーダーや研究機関から動物を輸入し、研究者の皆様にご活用頂いてまいりました。

2003 年には、チャールス・リバーグループと米国ジャクソン研究所間で、ジャクソン研究所の所有のマウスの供給に関し契約を締結し、遺伝子改変動物を中心に、毎年数多くの系統を輸入しております。

輸入動物は、国内で生産し、供給させて頂く自社生産動物と異なる事項が多々ございます。弊社が供給させて頂く輸入動物の、ご使用上の注意点をまとめ、ガイドとして発行いたしました。

輸入 Rodents をご使用頂く際、本ガイドが少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

ご注意

ご購入頂きました輸入 Rodents は、試験・研究用途のみにご使用下さいますようお願い申し上げます。その他の目的でご使用される場合にはご注文をお受けできませんので、ご了解頂けませぬようお願い申し上げます。

弊社がお届けする輸入 Rodents は、お客様の施設で繁殖し、第三者への販売や譲渡をお断りしております。ブリーディングペアでの購入の場合や研究目的上必要な繁殖は可能です。但し、これらの繁殖行為をご購入された先生方の施設以外で実施する事は禁止されており、施設外での繁殖、飼育等が必要な場合は必ず事前にご相談頂けますようお願い申し上げます。

ご注文

ご注文は、弊社または下記販売代理店が承ります。また、各種お問い合わせは、弊社業務部・営業部および販売代理店までお気軽にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

<日本チャールス・リバー株式会社 業務部・営業部(共通)>

ご注文・各種お問い合わせ

輸入 Rodents の委託繁殖・飼育、SPF 化(クリーニング)、検査、その他各種お問い合わせ

TEL 045-474-9340

FAX 045-474-9341

e-mail web_order@crl.com

<北海道地区代理店:オリエンタル酵母工業株式会社札幌営業所>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 011-261-6599

FAX 011-222-0755

e-mail sap-bio@oyc.co.jp

<東北・関東・東海・甲信越地区代理店:オリエンタル酵母工業株式会社東京バイオ営業所>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 03-3968-1163

FAX 03-3968-1196

e-mail oyc-tbo@oyc.co.jp

<筑波・群馬・栃木地区代理店:株式会社オリエンタルバイオサービス関東>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 0298-58-0115

FAX 0298-58-2931

e-mail obsk-01@oyc.co.jp



<北陸・中部・近畿地区代理店:株式会社オリエンタルバイオサービス>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 075-322-1177

FAX 075-322-0232

e-mail obskyoto@oyc.co.jp

<関西・四国・岡山・沖縄地区代理店:オリエンタル酵母工業株式会社大阪バイオ営業所>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 06-6338-1095

FAX 06-6384-7692

e-mail bioosaka@oyc.co.jp

<鳥取・島根・広島・山口・九州地区代理店:株式会社ケービーティーオリエンタル>

ご注文・各種お問い合わせ

TEL 0942-81-2400

FAX 0942-81-2401

e-mail kbto-01@oyc.co.jp

ご発注からお届けまでの流れ

1) お問い合わせ

弊社または販売代理店までお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

①お名前 ②ご所属 ③ご連絡先 (Tel, Fax, E-mail) ④系統名 (または系統を特定できる情報、Stock #など) ⑤生産業者名 ⑥性別 ⑦週令または体重範囲 (指定をお受けできない場合がございます) ⑧匹数 (ブリーディングペアの場合はペア数) ⑨ご希望の納期 (指定をお受けできない場合もございます) ⑩納品場所 ⑪その他特記事項など

ご希望の系統が特定できない場合には弊社にて調査させていただきますので、参考になる情報 (ご参照された文献や資料、キーワードなど) をお知らせ下さい。

長時間輸送のリスクを考慮しまして、ご注文の最小単位は同一性・同一遺伝子型単位にて 2 匹以上、または 2 ペア以上とさせていただきます。

2) ご案内

お伺い致しました内容をもとに、弊社または代理店より、お見積価格、納期目安、生産室の微生物検査報告書などをご案内申し上げます。

諸情報を海外に確認する必要がある場合は、ご案内が翌営業日以降になる場合がございます。あらかじめご了解下さいますようお願い申し上げます。

3) ご検討とご注文

ご案内致しました内容を元に、実際にご購入されるかどうかご検討下さい。

特に、輸入 Rodents の動物施設搬入に際しましては、各施設で国内生産動物とは異なる管理基準や条件を設けている場合もあります。ご希望の Rodents のお受け入れが可能である事を、ご注文前に必ずご確認下さい。

ご案内致しました内容でご購入頂ける場合には、弊社または販売代理店へ改めてご注文のご連絡をお願い致します。

なお、遺伝子組み換え動物をご購入の場合には、ご注文に先立ち、お客様の研究施設内におけるカルタヘナ法にもとづく機関承認手続きを必ず開始して頂き、納品までに承認を得るようお願い申し上げます。

4) お届け

あらかじめご案内致しました納期にご指定の納品場所までお届け致します。各生産施設からお届けまでは長時間の輸送になりますので、Rodents に相当のストレスが掛かっております。お届け後は速やかに飼育環境下に収容して下さい。

悪天候により、飛行機の到着が大幅に遅れた場合には、お客様へお届けする時間が夜間や休日になってしまう場合もありますが、なるべく良好な状態で Rodents をお届けするために、可能な限りお受け取りにご協力をお願い致します。大幅な遅れが見込まれる場合にはご容赦をお願い申し上げます。

5) 検収

お届け致しました Rodents がご希望のものと合致しているかどうかを必ずご確認くださいませようようお願い致します。特に複数の遺伝子型がある動物の場合には遺伝子型の確認もお願い致します。実験の前に遺伝子型検査の実施をお勧め致します。

価格について

■ 輸入 Rodents では「定価」を設定しておりません

生産者や系統に係わらず、輸入 Rodents の価格はその都度お見積にてご案内申し上げます。同じ系統であっても一度にお届けする数量により、単価が異なります。

■ ご注文後にお見積価格の変更をお願いする場合があります

ご注文後であっても以下のような事態が生じた場合、価格の変更をお願いする場合がございますのであらかじめご了承下さいませようようお願い申し上げます。

- ① 分納になった場合（輸送費用や通関手続きがその都度発生いたします）
- ② 生産者が大幅な価格改定を実施した場合
- ③ 大幅な為替変動が生じた場合
- ④ 航空運賃や諸費用の大幅な価格改定が実施された場合
- ⑤ その他やむを得ない事情が生じた場合

お届けする動物について

■ Rodents の一般情報を提供できない場合があります

生産者や系統によっては、体重推移の様な基本的な情報であっても、十分にご提供できない場合がございます。

■ お見積り時に最新の微生物検査報告書をご案内申し上げます

検査項目や報告書の書式は生産者によってそれぞれ異なります。報告内容に関し、お客様ご自身による評価・ご判断をお願い致します。

■ 国内自社生産の Rodents と輸送条件が異なります

輸入 Rodents はフィルター付きの専用輸送箱にてお届け致します。原則として輸送中に梱包を開封される事はございませんが、空港及び航空機内では他の「Live Animal」と同室混載による貨物扱いでの輸入となります。輸送中、フィルターの損傷など、輸送箱の一部が破損してしまう場合がございます。その場合、航空会社への責は問わないものとしており、可能な限りお受け取りにご協力をお願い致します。個別の対応につきましては、その都度ご相談させて頂きます。動物施設への搬入時には、輸送箱の状態確認や外表面の消毒にご留意下さい。

納品予定日について

■ 納品予定日や内容が変更されることがあります

特にジャクソン研究所からの輸入 Rodents の場合、納期や数量が変更される事が比較的多く生じます。同研究所は非営利の研究機関として、寄託された数多くの系統の供給を担い、世界中の研究者の皆様に 4000 系統もの Rodents を提供しております。そのため、一部の系統を除き、非常に小さいコロニーでの生産となっており、予定数が確保できない、予定していた出荷が延期される等が生じます。あらかじめその可能性をご了承下さいますようお願い申し上げます。

■ ご注文時点で納品日が決まらない事があります

ご注文頂きました Rodents の供給レベルが「供給待ち」の場合、出荷日はお届けの前週に生産者より通知されます。

弊社または販売代理店より納品予定日をご連絡させて頂きました際には、速やかにお受け取りの準備をお願い致したく、ご協力をお願い申し上げます。

キャンセルについて

■ ご注文後のキャンセルは原則としてご容赦下さいますようお願い致します
やむを得ない事情によりキャンセルされる場合、納品前週の木曜日（木曜日が祝日の場合は前日の水曜日）までにご連絡頂けますようお願い申し上げます。なお、出荷直前のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
なお、以下の場合のキャンセルはお受け致しかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 受注生産による動物
- ・ 凍結受精卵にて維持されている動物
- ・ キャンセル不可の条件つきで、注文をお受けした動物
- ・ 出荷後の動物

動物の死亡等について

■ お届けした動物が死亡していた場合にはご連絡下さい
動物がお客様のご指定の場所へ納品された時点で、死亡（回復の見込みが無い著しい衰弱を含む）、規格の相違（性別の違い、遺伝子の違いなど）、数量不足などが確認されました場合には該当匹数分の販売匹数を差し引かせて頂きます。但し、納品時に検収・検品作業が適切に実施されたうえで、納品 24 時間以内にご連絡があり、弊社書式の死亡報告書にご署名頂くことが必要となります。

動物がお客様のご指定場所へ納入された際、異常動物が混入していることが確認された場合、弊社までご連絡下さい。

■ 代替動物をご希望される場合は有償になります
可能な限りの最短の納期にて手配をさせていただきます。なお、新規のご注文として承りますので配送費用、通関費用等が発生いたします。

ライセンスや覚書について

■ 入手に先立ち特別な手続きが必要になる場合があります

ジャクソン研究所で維持しているマウスの中には、入手に先立ち権利保有者からライセンス(使用許可)を取得する必要があるシステムがあります。弊社または販売代理店からは権利保持者の連絡先をご案内致しますが、内容は当事者間の個別契約になりますので、手続きはお客様ご自身が行うことになります。

チャールス・リバー・グループの動物を雌雄同時にご注文になった場合には、覚書の締結を一部のシステムについては、ご注文に先立ち覚書の締結をお願いする場合があります。

動物の輸入届出制度について

■ お客様の手間を頂く事は何もありません

厚生労働省は、輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、2005年9月より「動物の輸入届出制度」を開始し、弊社が輸入するラット・マウスなど各種の実験動物も届け出対象に含まれるようになりました。

弊社は販売代理店にご注文を頂きましてお客様へお届けします輸入動物の厚生労働省の検疫所への届出は、弊社が輸入元として全て一括して対応いたします。そのため、新制度移行に伴いお客様に新たにお手間を取らせる事は一切ございませんのでご安心下さい。

尚、制度施行に伴い、新たに輸出国政府機関発行の衛生証明書の添付が必要となりました。出荷間際での新規ご注文や内容変更の場合には衛生証明書が間に合わずご希望に添えない場合がございます。輸入動物のご注文に際しましては、ご予定が決まり次第お早めに後依頼下さいます様、お客様のご協力をお願い申し上げます。

動物の輸入届出制度の詳細は、以下の厚生労働省のホームページにてご覧下さい。

<厚生労働省:動物の輸入届出制度について>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou12/index.html>

(2009年2月時点でのアドレスです)

遺伝子組み換え動物のご使用に際して

■ 法律に基づく機関承認手続きが必要ですのでご注意ください

遺伝子組み換え動物を使用される際には、いわゆるカルタヘナ法(正式名称:遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)により、お客様の研究施設内での機関承認手続きが事前に必要となります。この手続きを怠ったまま遺伝子組み換え動物を使用されますと違法行為となる場合がございますので十分ご注意ください。手続きの方法はそれぞれの研究機関ごとに定められていますので、各施設のご担当者の方に直接ご確認ください。

システムによっては正式のご注文後のキャンセルを承れないものも少なからずあります。法律遵守のためにも、遺伝子組み換え動物をご使用の際には、ご注文に先立ち、お客様の研究施設内における機関承認手続きを必ず行ってください。

弊社または販売代理店からの法律に基づく遺伝子組み換え動物に関する情報提供、正式ご注文後にそれぞれのご注文毎にご案内しております。事故防止のためにも、ご注文された遺伝子組み換え動物と相違ない事、ご予約の拡散防止装置が適切である事を確認するためにも、弊社または販売代理店からの情報提供書類は必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。尚、同じシステムを複数回に亘りご注文頂く場合であっても、原則的にご注文の度に情報提供を行っております。

ジャクソン研究所のホームページにはシステム特性や導入遺伝子などの機関承認手続きの際にも御参照になる情報が数多く掲載されております。是非ご利用下さいます様お願い申し上げます。

なお、病原微生物の感染受容体が付与された遺伝子組み換え動物の使用や、研究開発以外の目的に遺伝子組み換え動物を使用する場合など、システム特性や導入遺伝子の種類、お客様の使用用途によっては大臣確認手続きが必要なこともありますのでご注意ください。

カルタヘナ法の詳細は、以下の文部科学省のホームページにてご確認ください。

<文部科学省:「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」のホームページ>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shimkoou/seimei/kumikae.htm

よくあるご質問 Q&A

Q1.

米国チャールス・リバー社から購入した動物の繁殖が認められないのはなぜでしょうか？

A1.

米国チャールス・リバー社を含めブリーダー各社は、自ら生産した動物を購入して頂く事を生業としています。そのため、お客様の施設で動物を自家繁殖されてしまいますと、以後動物をご購入頂く機会がなくなり、その結果ブリーダーという事業その物が成り立たなくなってしまいます。何卒理解して頂けます様お願い致します。

Q2.

米国ジャクソン研究所から購入した動物は、繁殖を認められているのはなぜでしょうか？

A2.

ジャクソン研究所は非営利・独立の研究機関ですので、他のブリーダー各社とは位置づけが異なります。但し、自家繁殖を続けますと亜系化して元のコロニーと特性に差が生じる可能性が否定できません。それを防ぐ為にも、定期的にジャクソン研究所の元のコロニーより動物を導入する事をお勧め致します。

Q3.

同じ系統でも輸入する数量によって単価が変わるのはなぜでしょうか？

A3.

価格を構成する要素には動物本体の価格の他に、箱代、航空運賃、国内配送費用、輸入保険料、書類作成費用などの様々な費用が含まれています。これらの中には、動物の数量に関わらず、一回輸入する毎に掛かる費用や箱数によって加算される費用もあるために、匹数によって単価が異なります。

Q4.

微生物検査報告書の中に陽性項目があったが、問題ありませんか？

A4.

お見積書提出時に生産室の最新の微生物検査報告書をご案内申し上げます。

海外生産者の微生物検査報告書は検査項目が多岐に亘り、日本国内では通常は検査・報告の対象になっていないものも含まれる事があります。一般に、陽性項目は日和見感染症の起因菌や常在菌であるケースが多いのですが、動物実験施設への搬入基準を満たしているのか、また研究に支障があるか等につきましては、お客様ご自身でご判断下さいませ

様お願い申し上げます。検査項目に掲載されております、微生物の病原性につきましては、必要な際、弊社より資料を提供させていただきます。

勿論、重篤な感染症の起因菌やウイルス抗体などが陽性となった場合には、生産者の判断により出荷を停止いたしますし、お客様皆様に即ご案内申し上げます。

Q5.

ジャクソン研究所が保有している系統を検索するにはどのようにすればよいですか？

ジャクソン研究所のカタログを入手したい？

A5.

ジャクソン研究所は約 4,000 もの系統を維持しており、さらに新しい系統が追加されています。また、米国や日本ばかりでなく、世界中の研究者にマウスの情報を提供していくために、Web. Site が充実されています(冊子版のカタログは基本的に供給しておりません)。

ジャクソン研究所で保有している系統に関する情報は、以下の手順で検索・照会する事が可能ですので、是非ご活用下さいませようお願い申し上げます。

- ① <http://www.jaxmice.jax.org/> を開きます。
- ② Short Cut for researchers にあります “Search the JAX® Mice database on a keyword” のリンクをクリックします。
- ③ “JAX® Mice Database Quick Query Form” が示されますので、ここに系統名やキーワード、Stock Number 等を入力します。
- ④ リストが表示されます。お探しの系統名のリンクをクリックしてください。
- ⑤ “JAX® Mice Data Sheet” で系統毎の情報をご確認下さい。

Q6.

輸入届出のために、発注者が行う必要がある手続きや用意する書類は何か？

A6.

必要な書類の準備や手続きは全て弊社にて対応させて頂いておりますので、お客様にてご用意いただくものは何もございません。

Q7.

ジャクソン研究所から輸入する動物の検疫や繁殖などの業務を外部機関へ委託したいが可能か？

ジャクソン研究所から輸入した動物やその子孫、臓器などを自分の所属する研究施設以外に提供したいが可能か？

A7.

いずれもジャクソン研究所による文書での事前承認を得ずに行う事は原則としてできません。

ん。動物の移動先が大学等の研究施設であっても同様です。

ジャクソン研究所(弊社が日本国内でライセンス生産をしている系統を含む)からマウスを入手いたしますと、同研究所の”Conditions of Use”に同意したものとみなされます。”Conditions of Use”は本冊子の巻末に添付しておりますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

一般販売条件

日本チャールス・リバー株式会社(「当社」)は、その請求書、見積書、プロトコルまたは作業明細書(「SOW」)に記載された製品(「本製品」)および業務(「本業務」)を提供し、お客様は、SOW に定める仕様に基づき、以下の条件に従い、本製品および本業務の提供を受けるものとします。

1. 本製品の提供および研究サービスの実施

当社は、SOW(当社および本顧客との間の相互の合意により適宜修正される)に従い、本製品を提供し、本業務を実施致します。当社は、本製品の提供および本業務の実施がなされる場所に適用される一切の政府の法、規則および規制(「適用法」)を遵守致します。改正法により当社に追加の作業または異なる作業が要求される場合、当社は当該作業を実施することが出来、両当事者が相互に合意した金額を受領させていただきます。緊急の場合は本顧客の承認なくして SOW を変更させて頂く事がございます。但し、当社は、本顧客の口頭での承認を取得するよう、商取引上合理的な努力を行い、本顧客に当該承認を事後に書面で確認致します。両当事者は、SOW に従って本業務を提供する過程において、SOW の変更に至らないか、それを要しない手続変更(当社が本業務を十分に履行する上で必要とみなされ、SOW の作成時点では予見できなかった変更)の結果として、当社が追加で費用を支出する可能性があることを確認します。当該手続変更が発生した場合、当社は、当該変更を実施する前に本顧客に通知させて頂き、その必要性および追加費用について本顧客の同意を得ようつとめます。当社が事前に本顧客に連絡できなかった場合、本顧客は、本業務を完遂するため、当社が然るべく変更を行なうことができ、当該手続変更およびその必要性に関して説明した上で、本顧客から追加費用の払戻しを受ける権利を有することに同意します。

本顧客は、当社から購入する本製品を、安全な方法で、適用のある政府規則および規制をすべて遵守して使用します。本顧客(その従業員を含む)は、当社が次の条件の例外を事前に書面で本顧客に通知する場合を除き、当社から購入するすべての動物、同系交配または異種交配で誕生した当該動物の子孫(当該動物またはその子孫、遺伝子組み換えが行なわれていない派生物を含む)(「本動物」)を、(i) 本顧客の社(研究所、研究室)内研究以外の目的で使用してはならず、(ii) 第三者に対してその使用目的を問わず販売または提供するために繁殖してはならず、(iii) 本動物に関する繁殖その他サービスを提供するために代理人その他第三者に提供してはならないことに同意します。本顧客は、当社の事前の承諾なしには、当社に動物または出荷用コンテナを返品できません。本製品または本業務の受領をもって、その条件に同意したものとみなします。本契約の条件の無効化または修正を意図するその他の書類(注文書または見積依頼書を含む)は、当社を拘束せず、これらの条件(別途規定される特約を含む)のみが、当社による本製品および本業務の販売に適用されます。

本製品の購入により、本製品およびその一部を、本顧客が実施する研究においてのみ、本製品に同梱される SOW に明確に従って使用する譲渡不可の権利が本顧客に譲渡されます。本顧客は、商業目的で本製品またはその一部を第三者に売却または譲渡することはできません。「商業目的」とは、現金その他報酬を対価とする活動を意味し、(1) 製造におけるか、業務、情報もしくはデータの提供のためか、臨床、治療、診断もしくは疾病予防を目的とする、本製品もしくはその一部または本製品もしくはその一部を使用して生成された材料の使用、または(2) 本製品もしくはその一部または本製品もしくはその一部を使用して生成された材料の再販(研究における使用を目的とした再販であるかにかかわらず、ライセンスされた販売業者による再販を除く)を含みますが、これらに限りません。上記の制限は、販売する製

品の性質を考慮した上で、当社が要求し、当社が本製品またはその意図された使用に関連する特許権その他知的財産権を所有または支配する(およびサブライセンス権を有する)範囲において、当該権利は、購入した本製品について上記に明示的に許可された使用に限り非独占的に、本顧客にライセンスされます。本顧客が上記の制限を遵守しなかった場合は、当社が利用できる他の救済に加えて、本製品に関して提供された保証は自動的に無効となります。

2. 被験物質

本顧客は、サービスの提供が必要な場合、本業務を遂行するために使用する、微生物汚染情報および遺伝に関する情報を含む関連仕様を満たした十分な量のすべての合成物、材料、動物、物質、装置およびプロトコル(「被験物質」)、ならびに被験物質の属性、強度、純度、安定性、各バッチの構成もしくはその他の特有の性質、適切な保管要件ならびに安全な取扱要件を当社に伝えるために必要とされる、完全かつ正確なデータ(製品安全データシート(MSDS)またはこれに相当する文書を含む)を当社に提供します。さらに、本顧客は、被験物質の合成、製造または派生の方法について本顧客が文書に記録した旨の証明書を当社に提供します。当社に被験物質を送付する際の運送費は、本顧客の負担とし、当社は、運送中の被験物質の損失、損害または損壊について何ら責任を負いません。**本業務に関連して使用されるすべての被験物質および製品は、引き続き本顧客の財産とします。**

3. 検査

- 3.1 当社は、その本業務の履行を監視することを目的として、合理的な事前の通知をもって通常の営業時間内に、本顧客が当社のバイオセキュリティ措置に従って本業務が実施されている当社の施設の訪問を受け入れます。
- 3.2 当社は、その施設に対して本業務に直接影響する規制上の検査が行われる場合、合理的に速やかに本顧客に通知します。規制または行政当局が本顧客を検査する場合、当社は適用法で認められる範囲で、本顧客と協議し、当該検査に関連する当局への回答について本顧客が検討およびコメントすることを認めます。

4. 報告

- 4.1 当社は、SOW で要請された場合はその要請通りに、本業務の状況および進捗について完全かつ正確に記録します。当社は、SOW に特定された情報を含む報告書またはデータを備え置きます。すべての報告書は、当社の標準書式で作成されます。
- 4.2 当社および本顧客はいずれも、他方の書面による事前の承諾(不当に留保してはならない)なくして、当社が本顧客のために作成した報告書またはデータを公開してはなりません。
- 4.3 当社がデータ、記録、報告書その他文書について電子的にアクセスできるようにし、本顧客が電子的にアクセスすることを決定した場合、当該電子的アクセスは当社の標準アクセス条件(要請により提供される)に準拠するものとします。

5. 対価

5.1 価格は、出荷日時点の価格表または本顧客向け見積書に定める通りとさせていただきます。価格表は、1 年毎に当社が改定する場合があります。本顧客は、SOW に従って当社にお支払い頂きます。すべての請求額の支払期日は、請求日から 30 日目とし、本顧客は提示されたすべての請求額を支払うことに同意致します。支払期日に本顧客が支払っていない全額について、当社の選択により、関連支払期日から支払いが完了するまで、(i) 適用法で認められた最高利率、または (ii) 該当地域の法定利率の 1.5 倍のいずれか高い利率で遅延利息が発生致します。さらに、本顧客が支払期日に支払わない場合、当社は、本業務の作業の中止もしくは停止、または要請された報告書その他提供物の留保を決定することができます。

5.2 解除、遅延または解約に関して適用される費用はすべて、SOW に記載されます。

5.3 当社の判断において、本顧客の財務状態が不安定であるか、本顧客の財務状態に重大な負の変化があった場合、当社は、さらに本業務を提供する前に、自ら適切とみなす支払その他保証を要求する権利を有します。

6. 秘密保持

6.1 本製品の提供または本業務の遂行の過程において、当社および本顧客は、秘密情報を開示する可能性があります。両当事者は、当該情報が秘密事項でありまたは所有権があることを書面で特定します。一方当事者が口頭で他方当事者に秘密情報を開示しようとする場合、開示当事者は、(i) 開示前に開示の秘密性を他方当事者に口頭で警告し、(ii) 当初の開示から 10 日以内に開示の秘密性および内容を他方当事者に書面で通知しなければなりません。各当事者は、当該情報を秘密に保持するために商取引上合理的な努力をし、適用法により当該情報の開示を要求されない限り、許可なき公表または開示を防止するための合理的かつ適切な措置を講じます。いずれの当事者も、本契約の履行以外の目的で他方当事者の秘密情報を使用してはなりません。本第 6 条に定める守秘義務は、本契約の終了または満了後 5 年間存続します。

本第 6 条の秘密保持条項は、(i) 受領当事者が開示当事者から受領した時点で受領当事者が知っていた情報、(ii) 受領当事者が第三者から入手した情報で、当該第三者が開示禁止義務を負いながら開示当事者から直接もしくは間接に入手したものではないもの、(iii) 受領当事者による本契約の違反によらずして、公知であるか、公知となる情報、(iv) 開示当事者が提供した情報を参照または依拠せずに、受領当事者が独自に開発した情報、または (v) 適用のある法もしくは政府規制を遵守するために、受領当事者が開示を求められた情報(但し、受領当事者は、開示当事者に当該開示を直ちに書面で通知し、開示当事者が開示の回避および/または開示範囲の最小化のために講じる合理的かつ合法的な措置に協力するものとする)、には適用されません。

7. 保証

7.1 本顧客は、該当する場合、本顧客が本契約に基づき当社に提供する被験物質およびそれに関連する知的財産に対するすべての権利、権原、および権益を保有すること、ならびに本業務に関連する当社による一切の被験物質の使用は第三者の権利を侵害しないことを保証します。

7.2 当社は、知る限りにおいて、本製品および本業務が SOW に記載された仕様および適用法に準拠することを保証致します。当社は、本業務の結果が、その提示先である規制または政府当局にとって承諾可能であること、または本業務の結果

により、本顧客が被験物質またはその他の製品もしくは業務をさらに開発、販売その他利用できるようになることを、保証または表明するものではありません。本契約における当社による保証は、明示、黙示または法定であるかを問わず、その他一切の表明または保証(商品性もしくは特定目的への適合性、または特許、商標その他知的財産権の非侵害に関する黙示の保証を含むが、これらに限られない)の代わりとなるものです。本保証の違反に対する請求は、本製品の納品または本業務の完了後 10 営業日(東京の商業銀行が営業する日をいう。)以内に当社に書面で行わなければならない、その以降本製品または本業務は、最終的に受領されたとみなされるものとさせていただきます。危険負担および本製品の権限は、本製品が(場合に応じて)当社の施設を離れたか、一般的な運送業者に引き渡された際に、本顧客に移転します。

8. 責任の制限

- 8.1 当社は、罰金もしくは予定損害賠償金、またはあらゆる種類の特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害、または付随的損害(逸失利益を含むが、これに限られない)について、当該損失額または損害額が、契約、保証の違反、不法行為、厳格責任等の性質があるかにかかわらず、たとえ当社が当該損失額または損害の可能性について知らされていたとしても、または当該損失額または損害額が予見可能であったとしても、それらについて責任を負いません。
- 8.2 当社の責任は、訴訟の形式にかかわらず、実際の損害額に限定され、当該責任が発生する根拠となる本製品または本業務に対して支払われた総額を超えないものとします。いかなる場合も、当社は、被験物質(または本製品または本業務)またはそれに関連する派生物、製品もしくはサービスのさらなる研究、開発または販売、または被験物質(または本製品または本業務)またはそれに関連する派生物、製品もしくはサービスの使用についての本顧客または第三者の決定に起因または関連する損害について責任を負いません。
- 8.3 本第 8 条に定める制限に服することを条件として、当社が第 7.2 条に定める保証に違反した場合、当社の唯一の責任および本顧客の唯一の救済は、当社が本製品を交換するか、それに関する補償を行なうか、違反の影響を受けた作業または本業務のうち当該影響を受けた部分を関連仕様に適合させることとします。

9. 補償

- 9.1 第 8 条に定める責任の制限に服することを条件として、当社は、本製品の提供または本業務の実施における当社の重大な過失または故意に起因または関連して発生した請求、要求、訴訟、訴訟原因、損失額、損害額、罰金および債務(専門家に支払う合理的な費用を含む)(「本請求」)について、本顧客、その親会社、子会社および関連会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員ならびに代理人を防御し、補償し、免責するとともに、適切な控訴を行なった後に最終判決によって当該補償対象者に課された費用および損害額を支払います。但し、当社が、本請求について、本顧客がそれを知ってから直ちに書面で通知を受けること、ならびに請求の防御および/または和解のための情報、合理的な支援および単独の権限を付与されることを条件とします。
- 9.2 本顧客は、(a) 本顧客、またはその販売代理店、協力者、顧客、サブライセンシー、代表者または代理人による、被験物質および/または本業務の提供または本製品の使用の対象となるその他物質の研究、開発、製造、流通、使用、販売または処分、(b) 第三者の特許権の侵害またはそのノウハウの不正使用もしくは悪用、(c) 本顧客の重大な過失または故意、(d) 当社施設の訪問中または本顧客に対する本製品の引き渡し後に発生した本製品との接触に関連する人

の損傷、に起因または関連して発生した本請求につき、当社、その親会社、子会社および関連会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員ならびに代理人を防御し、補償し、免責するとともに、適切な控訴を行なった後に最終判決によって当該補償対象者に課された費用および損害額を支払います。但し、本顧客が、本請求について、当社がそれを知ってから 5 日以内に書面で通知を受けること、ならびに請求の防御および／または和解のための情報、合理的な支援および単独の権限を付与されることを条件とします。

10. 所有権

当社の事業活動に関連する、本製品の提供または本業務の実施に関する発明および／または技術は、当社の排他的財産であり、かつ排他的財産であり続けるものとします。これらには、現在および将来の文書、科学データおよび技術データ、試験手順、その他当社が所有またはライセンスを受けた、本契約に基づいて開発されたものではない情報を含みますが、これらに限られません。当社は、一般履歴データベースの一部として同時実行制御データを使用する権利を有します。本契約に基づいて本顧客が提供した情報または資料に直接に関連する、開発または作成されたデータ、発見または発明（本契約に基づいて提供された情報または資料に直接に関連する新たなデータ、用途、製法または組成を含むが、これらに限られない）は、本顧客の排他的財産とします。当社は、当該データ、発見または発明に係る特許、著作権その他財産的価値のある権利を本顧客が確保する上でこれを支援し、当該データ、発見または発明に係るすべての権利、権限および権益を本顧客に付与するために合理的に必要とされるすべての行為を行なうことに同意します。当社は、当該支援について標準的な料金で支払を受けます。かかる本顧客の権利の確立に関連するすべての費用は、本顧客が負担します。

11. 保険

各当事者は、本契約に基づく権利または潜在的な責任（該当する場合、労災補償を含むが、これに限られない）および企業総合賠償責任を十分に補償する保険を付保致します。

12. 不可抗力

本契約に基づいて支払われるべき金額の支払に関する場合を除き、いずれの当事者も、火災、洪水、地震、噴火、ストライキ、テロ行為、戦争、反乱、通商禁止、政府の要求、民事もしくは軍事権限の行使、動物の活動、天災等で、その発生または状況が、全体または一部を問わず、当該当事者に起因せず、当該当事者の合理的な支配を超えたものによって、本契約上の義務の履行が妨げられたか遅延した場合、当該義務の不履行とはみなされません。

13. 解除

- 13.1 SOW に別段の定めがある場合を除き、本顧客は、当社に 30 日前までに書面で通知することにより、正当な理由なく随時 SOW を解除する権利を有します。当該解除の場合、当社は、本業務の停止に関連して発生した追加費用（取消不能の形で決定された費用および SOW に規定された取消料または解除料）と共に、解除の効力発生日までに提供された本製品または本業務のすべてについて支払を受けます。

13.2 いずれの当事者も、いつでも、他方当事者が本契約の重大な違反にある場合で、30 日前までに通知を行なったにもかかわらず、当該 30 日以内に非不履行当事者が合理的に満足できる形で当該違反が治癒されなかった場合、それぞれ本契約または SOW を解除することができます。

13.3 解除の場合、いずれの当事者も、さらなる義務を負いません。但し、(i) 解除日までに生じた債務、および (ii) その条件により解除後も存続する義務(秘密保持、記録保管、規制遵守、知的財産および補償に関する本契約の適切な条項を含む)は、解除後も存続します。

14. 紛争解決

両当事者は、本契約に起因して発生した論争、請求または紛争について、協議により解決することを誠実に試みるものとします。交渉が成功しなかった場合、論争、請求または紛争は、両当事者が合理的に承諾できる条件で、第三者の調停に付託されます。当該請求、論争または紛争は、調停によって解決されなかった場合、一方当事者の書面による要請により、仲裁に付託されます。仲裁は、業務が提供される法域において、英語により、その時点で有効な、当該法域の法および国連国際商取引法委員会仲裁規則(UNCITRAL)に従って実施されます。手続きの記録および筆記録を保管されます。仲裁判断は、事実認定および判断の根拠となる法の結論を合理的詳細に記載した書面で作成されます。仲裁人委員会の過半数の判断は、仲裁人の決定とし、一方当事者が仲裁へ参加しなかったか、参加を拒否したかにかかわらず、拘束力を有します。当該仲裁の費用はすべて、専門家費用および弁護士費用を除き、両当事者が均等に負担します。

15. 記録

15.1 当社が作成したすべての報告書および補助的文書は、本顧客の財産(「本資料」)とします。SOW に別段の定めがない限り、適切であり、本顧客が書面で要請した場合、当社は、最終報告書日の後 1 年間、または適用法により要求されたそれよりも短い期間について、本資料を保管しなければなりません。当該期間の終了時に、当社は、本資料の処分を、(a) 本資料の延長保管、(b) 本顧客の費用での本顧客への本資料の返却、または (c) 本顧客の費用での本資料の処分、のいずれかから決定するために本顧客に連絡しなければなりません。当社が本資料を引き続き保管することを本顧客が要請し、当社がこれに同意した場合、本資料の保管費用は、引き続き、当社のその時点での最新の料金で、本顧客に請求されます。本顧客が当該指示を行わなかった場合、当社は、本顧客にその旨を通知し、当該指示が当該通知の 30 日以内に依然として行なわれなかった場合、当社は、本資料の継続保管(1 年以上の追加期間について承認されたのみなされる)を選択するか、本顧客の費用で、本資料を本顧客に返却することができます。本顧客は、本資料が本顧客に返却されるまで、保管費用について責任を負います。本資料が本顧客に向けて運送中にある間、本資料の危険負担またはリスクは、本顧客が負担します。

15.2 本資料が追加的および/または特別な保管要件を伴う場合、保管の追加費用は、本顧客に請求致します。請求書は、毎年事前に発行され、受領時に支払期限が到来します。本顧客は、提供されたすべての請求書について支払うことに同意致します。

15.3 当社の記録業務に対する責任は、その行為の形式にかかわらず、本資料の1年間の保管について支払った金額を超過しないものと致します。いかなる場合も、当社は、本資料の保管に関連する、罰金もしくは予定損害賠償金、またはあらゆる種類の特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害、または付随的損害(逸失利益を含むが、これに限られない)について責任を負いません。当社は、保管できなかったことによって発生した損失額を含め、合理的な支配を超えた試料または情報の損失について責任を負いません。

16. 雑則

16.1 **通知** 一方当事者が他方当事者に対して行なう通知はすべて書面によるものと致します。通知は、翌日配達宅配便、受取証明返信票付の書留郵便、または書面による受取確認付のその他の方法によって行なわれます。すべての通知は、受領時に有効となります。

16.2 **独立契約人** 本顧客に対する当社の事業関係は、独立契約人の関係であり、パートナー、ジョイントベンチャー、雇業者、従業員その他の種類の関係ではありません。

16.3 **譲渡** いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の承諾なく、本契約、ならびに本契約上の権利および義務を譲渡してはなりません。但し、いずれの当事者も、関連会社に対する場合、または合併、統合、本製品もしくは本業務に関連する実質的全部の資産の売却に関連する場合、本契約を譲渡することができます。

16.4 **完全合意** 本契約は、両当事者間のすべての合意および理解を定め、口頭または書面を問わず、本契約の主題に関して過去に行なわれた一切の意思表示、交渉、文書、合意および理解(その後のまたは矛盾する本顧客の条件を含む)に取って代わる。本契約の条項の修正または権利放棄は、両当事者が署名した書面によらない限り、有効とはならず、いずれの当事者も拘束しません。

16.5 **分離** 本契約に含まれる一または複数の条項が何らかの理由で何らかの点について無効、違法または強制不可能とされた場合、当該条項は本契約のその他の条項に影響を及ぼすものではなく、その他全ての条項は、引き続き完全に有効であるものとします。

16.6 **適用法** 本契約は、常に、あらゆる目的において、別の法域の法の適用を決定する適用法選択のルールにかかわらず、本製品の提供元または本業務の提供地の法域の法(国際物品売買契約に関する国連条約を明示的に除く)に準拠し、同法に従って解釈されます。

Charles River®は Charles River Laboratories, Inc.の登録商標です。■ VAF/Plus®, CD®, CF-1®, CFW®, CDF® 及び PhenoFirst®は Charles River Laboratories, Inc.の登録商標です。■ CD-1™, THE POUND MOUSE™, Gnotosafe™, Transgel™, Sew Easy™及び Multiplexed Fluorometric ImmunoAssay™ (MFIA™)は Charles River Laboratories, Inc.の商標です。■ MAXBAXSMは、Charles River Laboratories, Inc.のサービスマークです。■ Sprague Dawley®はインディアナ州インディアナポリスの Harlan Sprague Dawley, Inc.の登録商標です。■ SD は Harlan Sprague Dawley の商標です。■ Fox Chase CB17 は Fox Chase Cancer Center の商標です。Fox Chase SCID®は Fox Chase Cancer Center の登録商標です。■ Immortomouse®は Ludwing Institute for Cancer Research の登録商標です。■ Polymerase Chain Reaction (PCR)分析は Roche Molecular Systems, Inc.及び The Perkin-Elmer Corporation とのライセンスの取決めに従って実施されます。■ Microsatellite 分析は Marshfield Clinic とのライセン



スの取決めに従って実施されます。■Purina #5008 は Nestle Purina Petcare Company の商標です。■Research Diets は BioDAQ の商標です。■genOway®はフランス国リヨンの genOway S.A.の登録商標です。■ImmunoComb® はイスラエルの Biogal-Galed Labs の登録商標です。■TaqMan® は Roche Molecular Systems, Inc.の登録商標です。■© Charles River Laboratories, Inc. 2008.

JAX® Mice 系統または JAX® Mice 系統のサブラインをご購入頂くにあたって

JAX® Mice 及びサービスのご利用条件

ジャクソン研究所(以下「TJL」という)由来のマウスを受領した各研究者ならびに各研究機関(その従業員および当該機関の管轄下にある研究者を含む—以下「受領者」という)は、TJL より受領したマウス、これらマウスの同系交配または交雑交配による子孫、これらマウスまたはその子孫の未修飾派生物を含め、これら(以下併せて「Mice」という)を、

- (i) 受領者内での研究以外のいかなる目的のためにも使用せず、かつ
 - (ii) いかなる目的のためにも第三者に販売または提供せず、かつ
 - (iii) Mice に関する繁殖や他のサービスを提供させるためにいかなる代行者や第三者にも提供しないこと、
- に同意していただきます。TJL から Mice を受領することは、本条件に同意したことと見なされます。本条件から逸脱するためには事前に TJL の文書による承認が必要になります。

保証及び責務の排除

TJL の製品またはサービスに、TJLの瑕疵が明らかな問題によりご満足頂けなかった場合、製品またはサービスの交換、もしくは代金の返金により対応させていただきます。通常は代金の返金とさせていただきます。これらは購入者に対する唯一の救済であり、TJL はこれ以外の表明を行うことはありません。

Mice、製品またはサービスは、“あるがまま”の状態を提供されます。TJL は、製品またはサービスについて、商品性・特定目的のいかなる黙示の保証またはいずれの特許権・商標権・その他の知的財産権も侵害していない旨のいかなる保証を含め、明示または黙示を問わず、または法令のいかなるものを問わず、一切の保証を排除いたします。

TJL、その受託者・取締役・役員・従業員および関連組織は、製品の提供またはサービスの実施により生じたいかなる直接的、間接的、特別のまたは派生的な損害を含め、また経済的損害・財産損害・逸失利益を含め、および TJL における行為または過失により生じた損害を含め、いかなる場合にも、一切の行為の原因または損害について責任を負わないものとします。TJL から製品またはサービスを購入するにあたり、購入者または受領者は、上記の一切の行為の原因または損害について明示的にTJLに責任を求めないものとします。

Mice およびその生体材料は、安全な方法で、法律に従い安全な方法でご使用ください。

ジャクソン研究所について: ジャクソン研究所の使命はヒト疾患の治療と予防のために遺伝学基盤を発見し、世界の生物医学界における研究と教育を可能ならしめることです。

1929年に創立されたジャクソン研究所は、未来の医療の探索を先導することに捧げられた非営利的生物医学研究機関です。70年以上にわたり、ジャクソン研究所の科学者たちはマウスを基礎とした生物医学研究を続けています。この結果、我々は研究における実験用マウスの選択と使用に関連した膨大な飼育、遺伝学、生物学的知見を蓄積するに至りました。我々はまた、特注マウス繁殖および関連支援サービスの提供によって獲得した新たな知見を我々の研究とマウスの新モデル開発に利用しています。本研究所に蓄積された知識は学術的発表、技術情報サービス、Web でのデータベース利用、印刷物および刊行物、および研修プログラムを通じて世界中の研究者と共有されています。www.jax.org をご覧ください。

JAX®はジャクソン研究所の登録商標です。当研究所はすべての権利を留保しています。

上記は、TJL の製品およびサービスに適用される一般的な利用条件を表示したものです。これらに加え、TJL の Web サイト、カタログ、価格表、契約、および／またはかかる製品・サービスに関するその他の文書において、特定の製品およびサービスの特別な利用条件が個別に定められる場合があり、これらの特別な利用条件もまた、TJL およびそのライセンサー・販売店によるかかる製品の販売およびサービスの提供に適用されるものとします。

製品またはサービスの受領は、これらの利用条件に同意いただいたものと見なされます。購入者または受領者により送付されたいかなる注文書その他の文書で、本書の利用条件を改変し得るものは、TJL を一切拘束しないものとし、その代わりに、個別に定められた特別な利用条件を含め本書に定められた利用条件が TJL による製品の販売またはサービスの提供に適用されるものとします。

これらの一般的利用条件は以下に対し適用されます。

- a) JAX[®] Mice 系統
- b) JAX[®] Mice 系統に由来するマウスのサブライン系統(サブライン)
- c) JAX[®] Mice 系統およびサブラインを使用した研究サービス。

サブラインには次のマウス系統が含まれますが、これらに限定されません。

6C3F1/Crl (C57BL/6J xC3H/HeNCrl)

B6CBAF1/Crl (C57BL/6J xCBA/CaCrl)

Balb/cBy^{nu}JlcoCrl

Balb/cJlcoCrl

C3H/HeJlcoCrl

C57BL/10JlcoCrl

C57BL/6JlcoCrl

CBA/JNCrlj

CBAB6F1/Crl (CBA/CaCrl xC57BL/6J)

DBA/1JlcoCrl

DBA/2JlcoCrl

MRL/MpJ-*Tnfrsf6*^{lpr}/Crlj

NOD/LtJlcoCrl

ジャクソン研究所について： ジャクソン研究所の使命はヒト疾患の治療と予防のために遺伝学基盤を発見し、世界の生物医学界における研究と教育を可能ならしめることです。

1929年に創立されたジャクソン研究所は、未来の医療の探索を先導することに捧げられた非営利的生物医学研究機関です。70年以上にわたり、ジャクソン研究所の科学者たちはマウスを基礎とした生物医学研究を続けています。この結果、我々は研究における実験用マウスの選択と使用に関連した膨大な飼育、遺伝学、生物学的知見を蓄積するに至りました。我々はまた、特注マウス繁殖および関連支援サービスの提供によって獲得した新たな知見を我々の研究とマウスの新モデル開発に利用しています。本研究所に蓄積された知識は学術的発表、技術情報サービス、Web でのデータベース利用、印刷物および刊行物、および研修プログラムを通じて世界中の研究者と共有されています。www.jax.org をご覧下さい。

JAX[®]はジャクソン研究所の登録商標です。当研究所はすべての権利を留保しています。